

新潟市教育委員会 令和元年10月 定例会会議録

日 時	令和元年10月23日(水) 午後3時30分		
場 所	新潟市役所 白山浦庁舎 5号棟3階 教育会議室1		
教育長	前田秀子		
出席委員 (8名)	佐藤久栄	出席委員	小野沢裕子
	上田晋三		市嶋洋介
	田中賢一		渡邊純子
	渡邊節子	欠席委員	
	山倉茂美		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏名	職・氏名	
	教育次長 高居和夫	学校支援課長	齋藤純一
	教育次長 古俣泰規	生涯学習センター所長	枝並素子
	教育総務課長 渡邊剛	中央公民館長	浅間直美
	学務課長 高橋光久	中央図書館長	吉田英津子
	施設課長 高橋裕幸	教育総務課 課長補佐	佐藤夏樹
	保健給食課長 東理守	教育総務課係長	桑原勝俊
	地域教育推進 課長 緒方猛	教育総務課主査	山口学
	学校人事課長 池田浩		
	教育職員課 課長補佐 長谷川憲一		
他部署 出席者(0名)			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (3 件)	議案番号	件 名
	議案第 21 号	新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について
	議案第 22 号	教職員の人事措置について
	議案第 23 号	訴訟について
報告 (3 件)	令和 2 年度 新潟市立学校教員採用選考検査の結果について	
	令和元年度 優良 PTA 文部科学大臣表彰について	
	平成 30 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について	
協議会 (1 件)	「第二次新潟市立図書館ビジョン」及び「第三次新潟市子ども読書活動推進計画(案)」のパブリックコメント実施について	

第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。
これより、10月の教育委員会定例会を開催いたします。
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に小野沢委員及び市嶋委員を指名します。

第2 付議事件

- 教育長 次に日程第2、付議事件に入ります。
はじめに、議案第21号「新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について」、学校人事課から説明をお願いします。

- 学校人事課長 臨時教育職員に関する規則の一部改正について説明します。資料付議1をご覧ください。改正理由としましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等にかかる欠格条件等の適正化を図るための法律が公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、8月定例会において同様の理由により、教育職員給与条例の一部改正を審議していただきましたが、今回の規則については市長部局においても同様な規則が存在し、その例規審査の結果を待って、本日審議をお願いするものです。改正内容は、成年被後見人等にかかる欠格条項の規定を削除するものです。施行期日は、法の規定の施行日となる令和元年12月14日としています。

- 教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

特にございませんでしょうか。それでは、規約第21号については承認するということでおろしいでしょうか。

次に議案第22号、教職員の人事措置について、および議案第23号訴訟については個人情報を含む案件であることから非公開としたいと思いますが、ご意義はございませんでしょうか。それでは、公開案件終了後に非公開案件として再開して審議します。

第3 報告

- 教育長 続きまして、日程第3、報告に入ります。
はじめに、令和2年度 新潟市立学校教員採用選考検査の結果について、学校人事課より説明をお願いします。
- 学校人事課長 お手元の一覧表になっている検査結果をご覧ください。これまで出

願等については報告させていただきましたが、昨年度実施した採用選考検査で新潟県、新潟市の倍率が非常に低かったということで、年間を通して様々な対策をとってまいりました。具体的には、試験内容や日数の削減、検査内容の変更等、そして広報活動の充実です。その結果、出願者数は 512 名と、政令市になってから最大の数で、一定の成果を上げたものとみています。その後、一次検査、二次検査を経て、登録数として小学校 86、中高共通 42、特別支援 6、養護教諭 10、栄養教諭 2、合計 146 名に、9月末に二次検査合格の通知を出しました。この 146 という数字は9月末の時点で、その後、他県で受かったとか進路の方向が変わったということで辞退者も出ています。

辞退者については、下の表の次年度特別選行IVというのは来年度合格者に準ずる成績を収めた人で、来年度は一次検査免除という方なので、辞退者が出了した場合については特別選行IVの中から改めてご本人に合格の報告をして、何人かの方については追加の合格者を出しました。ただ、例えば中学校の社会科については特別選行IVの該当者がおりませんので、辞退者が出了した場合についてはそのまま数が1減るということになっています。

今現在、辞退者については変動している状況で、来月にガイダンスがありますが、ガイダンス後でも辞退者が出了した場合については特別選行IV 対象者がいる受検種については今後も補充をして、できるだけこの数を保ちたいと考えています。

採用選考のあり方を先ほどお話ししたとおり、さまざま検討しましたが、この結果について、しっかり市として検証をして、来年度よりよい採用の選考の内容、また、辞退者の数を見て、特別選行IVの対象者数についても検証しながら、講師不足等も続いているので、欠員という先生方が足りない状況がないように考えたいと思っています。また、引き続き広報等に力を入れて、出願者数が減らない、新潟市で多くの人に受験をして先生になっていただく広報については引き続き充実させていきたいと考えています。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○田中委員 先ほどの説明で、特選IVの中から辞退者が出了した場合は補助していくと。今現在で辞退者が何名とは言えないかもしれないけれども、出ているということですね。

○学校人事課長 そうです。

○田中委員 それは、昨年あたりと比べたときに、この時期としては大体同じような傾向なのか、本当はやはり多いと感じられますか。

○学校人事課長 大体同じですが、他県の合格の時期がその年によって違ったりするので、確定は難しいかという状況です。ただ、新潟県と比べると少ない数ではありますので、新潟市を受験している方は、多くの方が新潟市を選

	んではいるのですが、残念ながら辞退者は出ているという状況です。
○教育長	ほかにございますでしょうか。
○佐藤委員	今ほどの特選IVのところのお話ですけれども、今、例に出た社会科がゼロという中で、そういうところの人数を増やしていくかなくてはいけないというようなお話だったと思います。もちろん、状況からすれば増やしたいというのは私も分かるのですけれども、成績といいますか、合格レベルというか、その辺のところも変えてはいけないところだと思うので、安易に増やすだけではよろしくないなど。お話を聞いただけでは、その辺が微妙だと思ったので、一応、お話をさせていただきます。
○学校人事課長	委員ご指摘のとおり、特選IVがないのかというのではなく合格ラインをここまで下げられない、ある程度の成績をとっている人ということで出しています。その線は当然、守るべきものだと思っていますが、例えば小学校などで、特別選考IVを今年は8出していますが、全体の受験者数も多いので、少し余裕を持てないかとか、合格ラインを安易に下げるということではありませんが、欠員がなかなか埋められない状況も加味しながら、質を保ちながらそこは考えていきたいと思います。
○佐藤委員	ありがとうございます。
○教育長	ほかにございますでしょうか。
○小野沢委員	出願者数が減ってきていて、日数を変えたり、実技試験を免除するというようなこと。また広報活動で今回出願者数が 512 人増えたということなのですが、実際に試験をされてみて、出願してきた人たちに、新潟市が教員として採用したいと思える人がどの程度だったのか。この数字で合格者がでているわけですが、実際、受験された方はどのような雰囲気だったのか、お分かりになりますでしょうか。
○学校人事課長	出願者数が増加する中で、他県から出願している方がすごく増えているかと懸念はしています。去年よりは増えていますが、大幅に増えている感じではないです。それから、新潟県の現職の教員の方も受験されている方が大勢いますので、新潟市の教育がある程度理解されて、新潟市で先生になりたいという方については、辞退者は出ていますが大幅に増えているわけではないので、そこら辺についてはある程度手応えは感じています。
○小野沢委員	分かりました。
○教育長	ほかにございますでしょうか。
○渡邊(純)委員	今後、欠員がなるべく増えないようにということで、そこはどのような対応、欠員が出ないようにすることを実現するコンセプトはあるのでしょうか。
○学校人事課長	採用に関しては通知を出しているので、先ほどお話をした辞退者が出了場合については、次年度の特別選考IVでということです。あとは、再任用の方の希望を取っているところですけれども、再任用の方で埋めるとか、やはり例年よりも早めに講師を、例えば今年やっている方に来年

もお願いしますというような声がけを早めにして確保するとか、再任用だけでなく講師の方も新潟市に住んでいて、県で講師をやっている方などもいらっしゃいますので、やはり新潟市の教育の素晴らしさをいろいろな形でアピールしていくことで、結果的に、講師も先生も含めて新潟市で働きたいという方を増やす。それが、遠いようで一番できることかと考えています。

- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 渡邊(純)委員 146名の登録ということですが、出身県とか知っていたほうが。新潟市の方がどのくらいいるかという割合というのは公表できないのですか。
- 学校人事課長 私ども内部ではそういう分析です。今は手元にはありませんが、公表はしていないと思います。
- 渡邊(純)委員 ほかの他県の大学を卒業して戻ってくるとかそういう方も何人かはいらっしゃるということではあるのですね。
- 学校人事課長 います。それから、新潟市の倍率が非常に高かった時期もありますので、例えば新潟出身で、関東で教員をされていて、何年かしたので新潟の倍率が下がって、採用数が増えているので、関東で働きながら受験をするという方もいらっしゃいます。あとは、結婚されて他県で、例えば新潟の方と結婚されるので、全く新潟には縁がないけれども受験するという方もいらっしゃいます。そういう状況です。
- 渡邊(純)委員 分かりました。少しは地元の方も戻ってきている状況であるということですね。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件については以上とします。
- 次に、令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰について、生涯学習センターより説明をお願いします。
- 生涯学習センター所長 生涯学習センターです。報告の2ページをご覧ください。令和元年度優良PTA文部科学大臣表彰について、ご報告いたします。文部科学省では、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に表彰制度を設けています。新潟市からは、地域学校協働活動や家庭教育、学校外活動を積極的に取り組み、その実績が認められた巻東中学校PTAが今年度受賞をいたしましたので、ご報告いたします。
- 活動の特徴といたしましては、過去7年間にわたり、携帯電話の望ましい使用法について全校生徒に指導しており、SNSをテーマにした家庭教育研修会を中学校区内の小学校保護者にも呼びかけ開催している点など、記載のとおりの活動が評価されました。
- 表彰式は来月15日、東京にあるホテルニューオータニで行われます。
- 教育長 ただいまの件にご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、以上とします。

次に、平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 先日、文部科学省から公表され、マスコミ等でも取り上げられていた問題行動調査についての結果であります。いじめについてでありますと、平成 30 年度は 1 万 5,129 件の認知件数でした。認知件数としては大阪市に次いで 2 番目ですけれども、千人当たりの認知件数にいきますと政令市、都道府県を含めて全国で最も多い件数になっております。これは、現場が早期発見に努め、小さな芽を見逃さないということで積極的に認知した結果です。文部科学省も認知件数を増やすということについては非常に前向きにとらえているという数値であります。解消率の高さ及び取組み中の数が低いということも、新潟市が頑張っている表れだと思います。

続きまして、3 ページに戻りますが、不登校です。不登校については、平成 30 年度、総数で 972 件です。先ほどの報告 4 を見ていただきたいのですけれども、全国的に不登校の数は増えておりまして、千人当たりの不登校数でいいますと、新潟市は政令市の中で 17 番目になっております。政令市別で見ますと、新潟市の発生率はほかの政令市と比べれば高くはないのですけれども、それにしましても増えてくるのは確かですので、対応が必要だと考えております。

暴力行為についてでありますが、若干減っておりますが、今年度から(2)の内訳が公表されました。対教師暴力が減っておりまして、生徒間暴力が増えているということであります。対教師暴力についても、教師に向かっていって殴ったり蹴ったりというよりも、自分の衝動が抑えられず騒いでしまっているお子さんを教師がなだめようとして抱きかかえるなどで手がぶつかった、足がぶつかったというようなケースが多くなっております。生徒間暴力につきましても、これはいじめと重なってくるのですけれども、ちょっとした暴力も見逃さずに報告していただいている結果でして、これも積極的に認めてもらった結果の数値であります。

平成 30 年度に新潟市はいじめと不登校の初期対応ガイドブックを出しておりまして、ガイドブックに基づいて各学校で対応しています。不登校については増えているので、さらに手当てが必要なのですが、学校のほうで登校しぶりとか、学校に行きたくないという生徒や児童を見逃さずに対応していただいているので、初期対応が本当に徹底しているので、不登校の数は減っています。今年度になりまして、さらに教育委員会では研修を見直して、今まででは管理職、校長、教頭に対して、いじめ、不登校の対応の研修を打っていましたけれども、今年から年代に応じた研修をということで、初任研から 12 年研から教頭、校長向けの年代に応じた研修を組んでいて、内容も見直しています。あとは、支持的風土といって、温かくて高め合う学級、学校の風土を作りましょうと。それ

が、いじめや不登校の未然防止につながるだろうということで取り組み始めたところです。

○教育長 ただいまの説明にご意見やご質問等がございましたら挙手をお願いします。

○田中委員 10月18日の日報の朝刊にも載っておりましたけれども、新潟市は2年連続で千人当たりの認知件数が全国1位だったと。今の課長の説明にもありましたように、これは、学校現場の先生方の普段からのきめ細かい子どもたちへの声がけであったり、目配りであったり気配りであったりとそういうものの表れだらうと思っています。

先ほどの課長の説明にもありましたように、新潟市の解消率は96.4パーセントですけれども、政令市の平均が88.1パーセントなのです。その中の96.4パーセント、これは北九州市、熊本市に次いでの素晴らしい解消率だと思っています。確かに認知件数は全国で最多だけれども、その中ですごく高い率で解消している。実は、96.4パーセントというのは都道府県別で見ると、トップの和歌山県と同じです。つまり、日本全体の都道府県の中の解消率と同じレベルでの解消率を新潟市は持っているということで、普段の先生方の努力の賜かと思っています。

平成30年度に全教職員に配られた、いじめ不登校の初期対応ガイドブックを見ますと、真っ先にいじめ不登校対応をチームで行うためにということで、小学校のシステムと中学校のシステムが大きく違う。ここどころをしっかりと全職員に分かってもらって、このシステムを生かした中で、子どもたち一人ひとりをしっかりと見てていきましょうということなのです。教職員の密な連携、複数の教職員が意図的に児童と接する場の設定ということに重点をおきながら進めているわけであります。初期対応をしっかりとやっていきましょうということで、きめ細かく基本的な流れが示されているわけです。これらを普段から、各学校が研修に使ってやっている成果だらうと思っています。この中で、私がとても気に入った言葉がありました。どんなに些細なことでも情報を管理職に届けましょう。そして、決して学級担任一人に任せきりにしない。そういうことが学校として、組織として対応していくことのとても大事なことだらうと思っています。

○教育長 ほかにご意見やご質問はございますでしょうか。

○上田委員 細かいところについてで恐縮ですが、調査結果の概要のところの数字の解消率と取組みというところが、足して100パーセントにならないのは、不登校の方が接触ができないか何かなのでしょうか。

○学校支援課長 解消率と取組みを足して100パーセントとならないと。

○学校支援課 これは、文部科学省がパーセントを全部出してきてるので、私たちで多分100パーセントで件数を出していますが、ここどころは文部科学省に確認してみたいと思います。

○学校支援課長 解消率ですけれども、文部科学省に報告する月があって、3か月間は解消と判断しないということを言っていますので、すべて解消と判断でき

る前に文部科学省に報告しなくてはならないということもあって、これは96.4 パーセントという数字が出ています。96.4 パーセントは高いのですけれども、さらに、どうしてもある一定期間はすぐに解消されたと見ずに様子を見ようという期間があつて、その期間が調査期間の中に入りきらなかつたものが解消になっていないという数値でもあります。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○市嶋委員

まず、認知件数がこれだけに対して、解消に向かつてさまざまな取組みで、96.4 パーセントという数字がどれだけご苦労されてすごいかということをこのデータからでも感じて、これはすごい結果だと思って聞かせてもらいました。

一方で、いじめについてですけれども、今、ニュースなどで、学校だけにいじめの解決をもう任せておけない、警察が絡んだりとか度合いによって横の連携もしなければいけないようなところもあるかと思うのです。先生方とか、特に校長先生はまずここまでレベルを超えたたら関係機関も含めて報告しなくてはいけないとかという、特にガイドブックにはそこまでは書かれてはいないですけれども、例えば本当に大きな傷害事件を起こした場合は必ず然るべきところに報告しなければいけないというような何か共通の認識を持てるようなものというのは、ご指導があつたりするものなのですか。それを教えてください。

○学校支援課長

いじめ、不登校にかかわらず、教育委員会というか指導主事が何かあると学校にかけつけるわけですけれども、何かあればうちにスクールソーシャルワーカーとかSSTというスーパーサポートチームがいて、そのチームが学校にかけつける。あと、関係機関と結んでいるということをやっていますので、暴力行為で警察とかないです。

○学校支援課

今、あるかないかということを言えません。まず、最初にいじめについて言いますと、先ほどのご質問の中で、レベルがあるのかというお話でしたが、新潟市が特定してあるのが低レベル、中レベル、高レベルとレベルが分かれています。低レベルが、その日のうちに解決して、子どもたちが楽しく遊べているということ。中レベルは二、三日かかる場合、子どもたちが1週間以内に普通どおりに遊べているということ。高レベルについては、文部科学省とも言っている、重大事態を含めた、今心配されているような各区関係機関につながらなくてはいけないとか、例えば精神的な部分があれば医療につながらなくてはいけないので、レベル表が分かれています。全職員に配布しています。高レベルについては、必ず教育委員会にあげなければいけないことになっていますので、対応者が必ず電話で一報を入れて、文書で、いじめミーティングを行った内容について全部報告を受けに行くので、その報告を受けたうえで、指導主事へまたミーティングを行い、これは教育相談センターへ行っていただいたほうがいいとか、先ほどありましたSSW、ソーシャルワーカーにつないだほうがいい、医療につないだほうがいい、これは警察にも相談したほうが

いい、児童相談所につなげたほうがいいということを学校に提案して、つなげる役目をします。

暴力行為についても、学校側から必ずあがってきますので、警察に相談しましょうとか、これは区の支援センターに必ず連絡してくださいとか、必要によっては警察につなげています。

○市嶋委員 それが、共通して目安になるものがあつたりするのかどうかを教えてほしいです。

○学校支援課 それが、先ほどの高レベルという、レベル表になっていて、例えば心身に大きなダメージを受ける場合です。

○学校支援課 被害を受けて、自殺を考えてしまう場合は5号です。法律では1号と2号に分かれるのですが、それにかかる内容についてはすべて5号ということで、具体例が書かれています、例えばズボン降ろしは高レベルになっています。それは、とても恥ずかしい思いをして精神的なダメージを受けたりとか、当然、恥ずかしいということは学校に来るのにすごく抵抗があるので不登校につながるということで、そういう事項に関しては高レベルでまとめてありますし、保護者の方が納得できていないというきに関しても、長くその問題を解決できないので高レベルになっています。命と体と精神、それから不登校にかかるものに関してはレベル表で分けて整理してあります。

○教育長 よろしいでしょうか。

○市嶋委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○山倉委員 いじめの認知件数と解消率がありますが今、保護者のほうという話も出たのですが、解消の中で、子ども同士だけではなく、保護者も全部納得して、もうこれで解決という全部含めて 96.4 パーセントという数字が出ているということでよろしいのでしょうか。

○学校支援課長 起これば、必ず、保護者と連携をしながらやっています。ただ、本当にわずかでありますけれども、いじめの解消が長引いてしまって、保護者の方から心配の声がくることもあります。それを含めての解消率です。

○山倉委員 そういう声が少しあっても、子ども同士が納得して解消している場合は、解消率に入っているということですね。分かりました。

○教育長 ほかにございますか。

○渡邊(節)委員 いじめではなく、暴力行為についてお願いします。こちらも、積極的に認知し行っているということで、それはとても大事なことと感じました。そのうえで、平成 29 年度から平成 30 年度にかけては減少していく、中でも対教師暴力が減っているということで、そのあたりは、いじめでしたらちょうど研修に力を入れたとかそういうことがあるということでしたが、先生方のかかわりで何か方針というか取組みがあったのかと思うのですが、そのあたりを教えてください。

- 学校支援課長 とにかく何か起こったら、生徒の話をしっかりと聞いてくださいということ、生徒の実態把握とそのあと方法を決めていきましょうということが徹底されてきたので、もうすぐに何かこうしようとするのではなくて、まずは生徒に寄り添って話を聞くということは徹底されたことかと思います。
- 渡邊(節)委員 ありがとうございます。とても大事なことかと思いました。先ほどの支持的風土ということともつながるような指導というふうに考えてよろしいでしょうか。
- 学校支援課長 支持的風土もさらに傾聴と受容といった、しっかり話を聞いて、そして受け入れてから対応しましょうといってやっているのですけれども、子ども同士もそうですけれども、教師もそうしましょうと言っているので、さらに進んでいくはずだとは思っております。
- 渡邊(節)委員 小中学校での実践に加えて、ちょうどこの前、小学校と隣り合わせになっている市立の幼稚園も見させてもらったのですが、暴力になってしまいうところでは、感情のコントロールとか、嫌な気持ちをどう扱えるかという問題があるので、児童教育の基幹となる市立の幼稚園からも地域への発信ですとか、小学校との連携とかそういうことも進んでいくと尚いいのかと思いました。ありがとうございます。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 山倉委員 今、気づいたのですが、いじめについては特別支援学校も入っているのですが、不登校と暴力行為については特別支援学校は入っていないのですが、特別調べていないとか、ないとかそういうことなのでしょうか。でも、特別支援学校も小中学校に入っているのでしょうか。
- 学校支援課 入っております。特別支援学校は入っております。ただ、分けて出されているかどうかははつきりしないです。
- 学校支援課長 うちは、高校も調べているけれども、これは文部科学省の発表した数値なのですよね。うちは、全部の校種を調べていますけれど。
- 山倉委員 発表していないということですね。
- 学校支援課長 はい。
- 山倉委員 分かりました。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 市嶋委員 暴力行為について聞きたいのですけれども、同じ生徒、児童がやってしまった場合は、別でまたカウントされるということで書いてあるのですが、全体で暴力行為をしてしまう子どもの数というのは、あまりこれを加味してと、書いてある数字と誤差は少ないのでですか。それとも同じ生徒がこの別のカウントに該当するようなことがかなり含まれているのでしょうか。分かれば教えてください。
- 学校支援課長 調べておきたいと思います。これも人数別というのですね、件数ではなくて。
- 市嶋委員 なるべく、それが分かると、問題行動をしてしまう子どもの数が減っているのかが分かるかと思ったので、お願ひいたします。

○教育長	その辺について、もし分かるようであれば後日ということで。 ほかにございますでしょうか。
○小野沢委員	生徒間暴力ですが、先ほどの説明の中で、ちょっとした暴力というふうに説明をしていただいたのですけれども、具体的にはどういったことがここにカウントされているのですか。
○学校支援課長	いじめと非常に密接に関連するのですけれども、たたいたとか蹴ったとかも含めて、暴力を振るわれたと感じれば暴力とカウントしているという。
○小野沢委員	被害者のほうが叩かれました、蹴られましたという報告を全部カウントしていくということですね。その場合にも手を挙げてしまった子どもたちに対しても、やはりきちんと聞いていてくださるのですか。
○学校支援課長	はい。
○教育長	ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件については、以上とします。
第4 次回日程	
○教育長	続きまして、日程第4、次回日程について、教育総務課からお願いします。
○教育総務課長	次回の日程ですけれども、11月につきましては、11月21日(木)、12月につきましては、12月20日(金)、いずれも時間は午後3時30分から、1月につきましては、1月15日(水)午後2時30分からを予定しております。
第5 定例会一時閉会 第6協議会	
○教育長	それでは、ここで日程第6協議会ということでございますが、第二次新潟市立図書館ビジョンおよび第三次新潟市子ども読書活動推進計画(案)のパブリックコメントの実施については、公表前であることから非公開したいと思いますがご異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声)
	それでは、非公開の付議事件の終了後に協議会を開催して行いたいと思います。
第7 協議会閉会・公開終了	
○教育長	これより定例会の非公開案件を審議いたします。傍聴人・報道はご退席ください。
	次の付議事件は、人事案件となりますので、事務局も教育総務課、学校人事課以外は退席してください。
第8 定例会(非公開)付議事件	
○教育長	これより定例会を再開し、付議事件に入ります。
	議案第22号 教職員の人事措置について、学校人事課から説明をお願いします。
	教職員の人事措置について 審議 → 可決
○教育長	次に、議案第23号 訴訟について、教育職員課から説明をお願いします。

訴訟について 審議 → 可決

第9 協議会(非公開)

○教育長 次に、協議会に移ります。

「第二次新潟市立図書館ビジョン」及び「第三次新潟市子ども読書活動推進計画(案)」のパブリックコメントの実施について、中央図書館から説明をお願いします。

第二次新潟市立図書館ビジョン」及び「第三次新潟市子ども読書活動推進計画(案)」のパブリックコメントの実施について 説明

第9 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 小野沢裕子

署名委員 市嶋洋介

